

～これから創業する方、創業したばかりのみなさまへ～

岐南町では町内での創業を支援する「創業支援等事業計画」を策定し、平成29年5月に国の認定を受けました。今後、町内の創業支援機関と連携して創業（希望）者の方を支援します。

1. 創業支援等事業の内容

創業しようとしている方、創業後間もない方（創業後5年未満）に対して、連携する各支援機関が、必要な知識について、それぞれの強みを活かした支援を行います。また、支援メニューのうち、（定められた条件に従って）「**特定創業支援等事業**」を受けた場合は、創業時の支援措置が受けられます。



2. 特定創業支援等事業とは

創業しようとしている方、創業後間もない方（創業後5年未満）に対して、経済団体や金融機関等の創業支援機関がそれぞれの強みを活かした支援事業を継続的に行うことで、創業に必要な4つの要素（経営・財務・労務管理・販路開拓）の知識全てが身につく事業です。この4つの要素全てが習得できる支援メニューを1か月以上にわたり4回以上受けたことを確認できる方に対して、町が証明書を発行します。

3. 支援メニュー

創業支援連携機関	支援メニュー	連絡先
岐南町（まちづくり推進課）	家賃補助制度（条件あり）・相談窓口	247-1370
岐南町商工会【ワンストップ相談窓口】	<u>創業相談・創業支援セミナー</u>	246-8722
（公財）岐阜県産業経済振興センター		277-1090
（株）大垣共立銀行（岐南支店）	<u>融資・創業相談・創業支援セミナー</u>	247-1211
（株）十六銀行（岐南支店）		245-1171
岐阜信用金庫（岐南支店）		246-7811
岐阜商工信用組合（岐南支店）		245-5700
ぎふ農業協同組合（はぐり支店）	町特産品を活用した <u>創業相談等</u>	245-1860

4. 創業時のメリット（支援措置）のご紹介

支援① 登録免許税の軽減

会社設立時にかかる登録免許税の軽減措置を利用することができる。（※岐南町が交付する証明書をもって、岐南町で創業または会社を設立する場合）

支援② 創業関連保証の特例

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することができる

支援③ 貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫新規開業資金の貸付利率引き下げ対象。

※支援措置を受けるためにはそれぞれ条件や審査があります。詳細については各機関にお問合せください。支援①法務局、支援②信用保証協会、支援③日本政策金融公庫

5. メリット（支援措置）を受けるためには証明書が必要

支援措置の手続きには、特定創業支援等事業を受けたことについて、岐南町長の証明が必要です。まずはワンストップ相談窓口の岐南町商工会で「岐南町創業支援カード」を受け取ってください。各創業支援連携機関が行う特定創業支援等事業を受ける際、「岐南町創業支援カード」を提示してください。

【証明申請時に必要な書類】

- (1) 「岐南町創業支援カード」（各創業支援機関の確認印があるもの）
- (2) 証明申請書 必要部数（町 HP よりダウンロード可能）
- (3) 税務署受付印が押された「法人設立・開設届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（創業後5年未満の方で開業済みの場合）

【証明書発行に必要な条件】

☆創業支援機関の創業セミナー又は1回1時間以上の個別相談又は創業セミナーと個別相談の組み合わせにより、1か月以上にわたり4回以上支援を受け、経営・財務・労務管理・販路開拓全てのノウハウを習得できたと認められること。

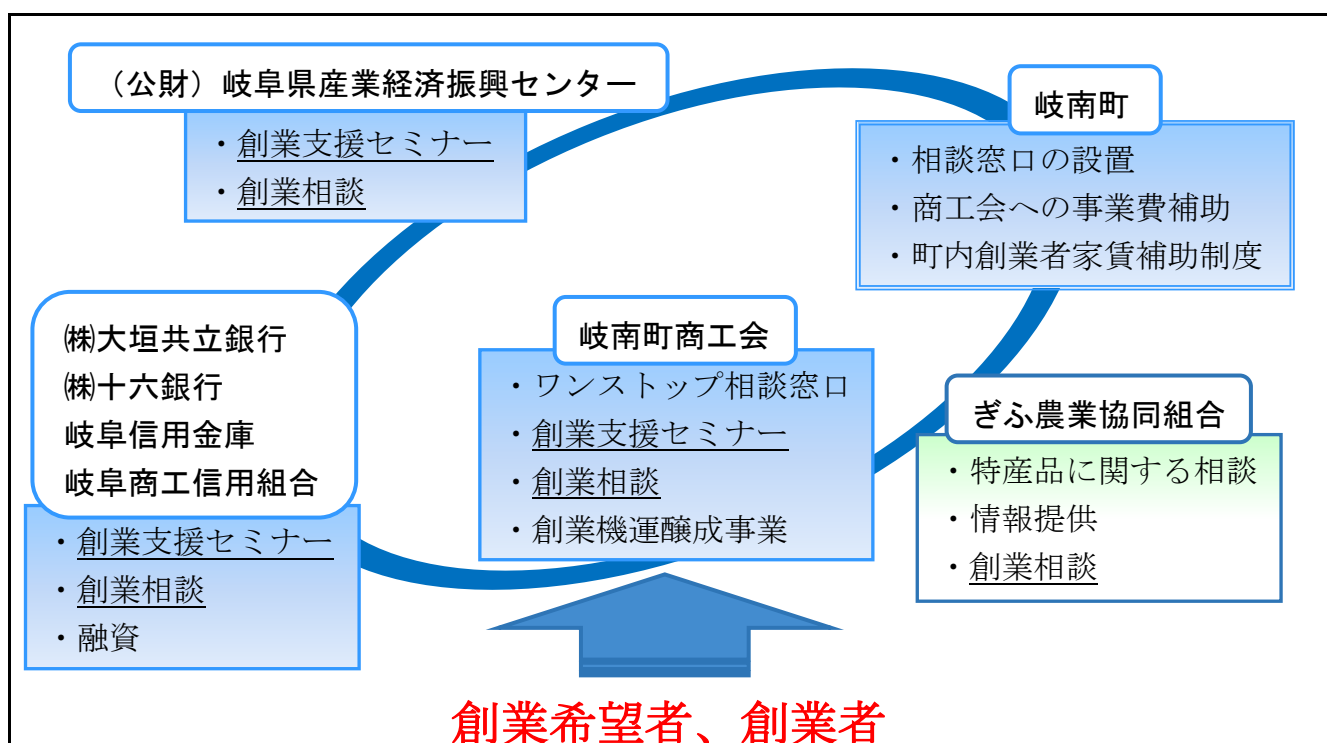
☆特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から1年以内であること。

☆創業予定の事業等が公序良俗を害するおそれがないものであること。

☆経営・財務・労務管理・販路開拓のノウハウとは、次のような内容をいいます。

区分	内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること
財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること
労務管理	従業員の雇用、人材確保、人事、人材育成等に関すること
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

6. 創業支援の概要図



【お問い合わせ・証明申請書提出先】

岐南町役場 2 階 まちづくり推進課 ☎058-247-1370

岐南町創業支援等事業計画

検索